

議 員 派 遣 の 件

令和8年4月21日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第119条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

1 件 名 町村議会議員研修会

- (1) 目 的 分権時代に相応しい議会運営の推進
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 期 間 令和8年5月19日 1日間
- (4) 派遣議員 吉田 和 希 、 村 上 みさと 、 鈴木 博 、
佐藤 光 夫

2 件 名 町村議会議長・副議長研修会

- (1) 目 的 住民の代表機関として町村議会が果たす役割の重要性や課題を研修し、
議会の一層の活性化に資することを旨とする。
- (2) 派遣場所 東京都 東京国際フォーラム
- (3) 期 間 令和8年5月26日 1日間
- (4) 派遣議員 武田 平 八 、 根水 康 博